

平成 2 9 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 4 月 定 例 会 議 事 録 )

平成 2 9 年 4 月 1 0 日 ( 月 ) 1 4 時 0 0 分 ~  
津山市役所 2 F 全員協議会室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 ( 3 2 名 )

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	4 . 平 田 行 男
6 . 本 山 寛 文	7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修
10 . 植 本 幸 男	11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文
14 . 坂 本 道 治	15 . 福 田 信 吾	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝
19 . 勝 山 修	20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎
25 . 太 田 裕 恭	26 . 川 崎 久 夫	28 . 赤 堀 康 弘	29 . 石 本 惠 二
30 . 南 都 芳 明	31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正	33 . 尾 島 宏 明
34 . 山 下 英 男	35 . 神 田 圭 介	37 . 河 本 廣 道	38 . 溝 口 節 子

欠 席 委 員 ( 2 名 )

27 . 内 田 増 美 36 . 寺 元 久 郎

事 務 局 ( 1 0 名 )

松 田 局 長	松 岡 次 長	宮 野 主 任	藤 原 主 任
杉 井 主 事	都 井 主 事	流 郷 主 査	小 椋 主 任
池 上 主 任	安 藤 主 査		
二 宮 参 与			

## 議 事

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会処分)
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 5号 非農地証明願承認について
- 議案第 6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの  
判断について
- 議案第 7号 農用地利用集積計画の承認について
- 報告第 8号 農地法第25条第1項の規定に基づく和解の仲介について
- 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 2号 農地改良届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別紙のとおり

( 1 4 : 0 0 ~ )

事 務 局 長

続きまして、只今から平成29年4月の津山市農業委員会定例会を開催致します。本日は委員34名中32名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本会は成立致します。

なお、27番 内田委員、36番 寺元委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降議事進行は日笠会長にお願い致します。

日 笠 会 長

座ったままで失礼します。まず、井家上委員、溝口委員が3月に東京に行かれました。女性の農業委員会活動推進シンポジウムに参加されました。その時の報告を溝口委員にお願いします。

溝 口 委 員

失礼致します。3月9日10日に東京で開催されました、平成28年度女性の農業委員会活動推進シンポジウムと中国ブロック研修会に津山市からは、井家上委員さんと私溝口が出席してきました。内容としましては、農林水産省経営就農女性課長から、女性農業委員登用に関する講演、そして農業委員さんと推進委員さんが連携をよくとって活動していく、地域活性化についてのパネルディスカッションでございました。新潟県では女性のグループが首都圏に出向いて新潟県産のお米のおいしさをPRしたり食育活動を各関係組織と連携を取りながら推進されたりと、小さなことからでも輪を広げて行けば、大きな活動が成し遂げることができると思えました。私も委員としてこの2年半程活動をして参りましたが、少しずつですが、他市町村の女性委員さんや、市内の女性農業者との交流を通じつながりができてきました。今後さらに大きな連携、そして具体的な活動が出来るよう、委員として考えていければと思っております。以上簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

日 笠 会 長

ありがとうございました。それでは議事に入る前に議事録署名人を私の方から指名させていただきます。9番内藤委員さん、10番植本委員さん、宜しく申し上げます。それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局説明願います。

事 務 局 ( 津 山 )

はい、失礼します。議案の説明の前に、2件取り下げができましたので、議案の修正をお願いします。1ページ津1-2及び4ページ久5-3が取り下げられました。議案からの削除をお願いします。繰り返します。1ページ津1-2及び4ページ久5-3が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

それに伴いまして、4ページの合計欄の修正をお願いします。合計13件を11件に、計44,810㎡を37,093㎡、田37,098㎡を33,597㎡、畑7,712㎡を3,496㎡に修正をお願いします。繰り返します。合計欄の合計13件を11件に、計44,810㎡を37,093㎡、田37,098㎡を33,597㎡、畑7,712㎡を3,496㎡に修正をお願いします。

それでは、改めまして、議案第1号の説明を致します。今回、津山地区から8件、勝北地区から1件、久米地区から2件の計11件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、津1-1についてですが、野介代の74歳男性から、同所の47歳会社員男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りです。

続きまして、津1-3についてですが、下高倉西の85歳男性から、同所62歳自営業男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りです。

続きまして、津1-4についてですが、吉見の76歳男性から、同じく吉見の68歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の

「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りです。

続きまして、津1-5についてですが、京都市の75歳女性から、高野本郷の78歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りです。

続きまして、津1-6についてですが、田熊の91歳男性から、同じく田熊の66歳農業を営む男性への、親族間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りです。

続きまして、津1-7についてですが、国分寺の77歳男性から、同じく国分寺の67歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りです。

続きまして、津1-8についてですが、日上の56歳女性から、神戸の29歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りです。

続きまして、津1-9についてですが、日上の56歳女性から、神戸の30歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りです。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

それでは勝北地区の説明を致します。

勝4-1についてですが、上村の51歳男性から、西中の67歳会社役員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りです。勝北地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区の説明を致します。

久5-1及び久5-2につきましては、譲受人が同一のため一括して説明させて頂きます。久5-1は八社の66歳農業を営む男性から、久5-2は同じく八社の35歳会社員女性から、八社の農業を営む66歳男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りでございます。議案第1号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

大 山 委 員

そうしたら、地元委員さんの説明をお願いします。

7番大山です。津1-1につきまして、説明を致します。これは親子間の贈与でありますし許可要件は全て揃っておりますので問題ないと思います。

日 笠 会 長  
森 本 委 員

はい、2区の方。

18番森本です、津1-3について説明します。これも親子間贈与でして、自営業の方ですが普段から兼業で農業もされとるんで問題ないと思います。

日 笠 会 長  
鈴 木 議 員

はい、次4区の方。

23番鈴木です。津1-4についてですけど、所在の方は事務局の言われた通り問題ないと思いますし、譲受人の人はまじめで農業されとる方です。どうか宜しくお願いします。

日 笠 会 長

はい、次。

神田委員	35番神田です。この方も一生懸命やられとるんで、問題ないと思います。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
井家上委員	津1の6について説明します。この方も苗字が違いますけれども、長女の御主人ということで、もうすでに高齢なので、長年長女の御主人の方が実質的には農業されておりますので間違いないと思います。
日笠会長	はい、次。
目瀬委員	津1-7、8、9でございますけども、3件とも問題ないと思います。
日笠会長	はい、ありがとうございます。次は勝北か。
赤堀委員	はい、28番です。この譲受人の方はお隣に宅地を持つとられまして、その続きの田んぼでございます。譲渡人の方は会社員で百姓をあまりやっておられませんので、譲受人の方が責任を持って耕作をするということです。宜しくお願いします。
日笠会長	次は久米の方。
松岡委員	8番松岡です。久5-1、久5-2のことですけど、この方は一生懸命農業されとるんで問題ないと思います。
日笠会長	はい、ありがとうございました。今議案第1号に対して事務局並びに地元委員さんの説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	賛成いただけますか。
* 日笠会長	はい。
* 日笠会長	それでは、賛成の方は挙手をお願いします。
日笠会長	多数、挙手
事務局(津山)	はい、賛成多数という事でありがとうございます。 議案第2号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
	はい。議案の説明の前に、訂正をお願いします。 5ページ、津1-3につきまして、取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。
	それに伴いまして、5ページ一番下に記載しております合計欄、合計5件を4件に、合計面積の4,994㎡を3,697㎡、畑の3,218㎡を1,921㎡に修正をお願いします。繰り返します。津1-3が取下げられましたので、議案からの削除を、5ページ一番下の合計を4件に、面積を3,697㎡に、畑を1,921㎡に修正をお願いします。
	改めまして、議案第2号の説明を致します。今回、津山地区から4件のみの申請です。議案書のページは、5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。津1-1番・山北の田、626㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は、山北にお住まいの団体職員の男性です。現在、申請地西側に隣接する土地を、こどもセンター職員に賃借しておりますが、現状の駐車場では駐車できる台数も少なく、もっとスペースを増やして欲しいとの要望があり、新たに貸露天駐車場として造成するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁の利用と、新たに北側には擁壁を作り、南側には土嚢をつみ、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響はないとの計画になっております。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
	続きまして、津1-2番・下高倉西の畑、1,921㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、総社にお住まいの農業の男性です。高齢となり、農業後継者もないため、将来の事を考え管理しやすい太陽光発電施設として造成するため、転用するものです。転用にあたっては、境界部分については、水路及び法面工により対

処し、雨水排水については、天板に傾斜を設け水路に流し、沈殿柵を設けるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高倉土地改良区第二工区統括水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-4番・日上の雑種地、500㎡、追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しております。転用目的は既存施設拡張で、施設の概要は、全高4m程度の事務所1棟及び露天資材置場で、建蔽率は50%です。転用事業者は、日上にお住まいの造園業を営む男性です。申請地の隣接に事務所兼居宅があり、事業を拡張するため、造成していたものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び法面の利用と、雨水排水については、溜柵を通じて水路へ流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しております。白井手土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、津1-5番・河辺の田、650㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は、河辺にお住まいの無職の男性です。現在、申請地の隣接地をセイノスーパーエクスプレス株式会社に貸しておりますが、大型車が多数占める日々が続いた時に、敷地外の道路に一時駐車している時があり危険なことから、会社からの依頼を受け、申請地を貸露天駐車場として転用することとしたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、天板に傾斜を設け、水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。議案第2号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。なら津山の1-4の現地調査の説明をお願いします。

大 山 委 員 はい、津1-4についてご説明致します。これは以前からの指導案件でもありましたし、先ほど説明がありましたように、既存施設の拡張ということで、既存の約50%ということで、問題ないと考えております。以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第2号に対して事務局並びに現地調査の説明がありました。皆さんこれに対して何かありますか。

\* ありません。

日 笠 会 長 ありませんか。

\* はい。

日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\* 多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第3号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。議案の説明の前に、訂正をお願いします。6ページ、久5-1の建蔽率を27%としておりますが、23%に、久5-2の面積を441㎡としておりますが、354㎡に訂正をお願い致します。それに伴いまして、6ページ一番下に記載しております合計欄、合計面積の4,925㎡を4,838㎡、田の4,394㎡を4,307㎡に修正をお願いします。繰り返します。6ページ、久5-1の建蔽率を23%に、久5-2の面積を354㎡に、一番下合計欄、合計面積を4,838㎡、田を4,307㎡にお

願ひ致します。

改めまして、議案第3号の説明を致します。今回、津山地区から4件、久米地区から2件の計6件の申請です。議案書のページは、6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1番・神戸の田、1,139㎡の件についてです。農地区分は、全体面積のうち200㎡ほどが都市計画用途地域内ではありませんが、用途地域がほとんどを占める事や、残地が宅地に挟まれるため、第3種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、岡山市に本店を置く、資本金の額2,000万円の株式会社で、主な業務は発電業です。譲渡人が高齢となり、耕作が厳しい現状なので、譲り受け太陽光発電施設として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック及び水路を設け、雨水を流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-2番・神戸の田、1,044㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力44kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、院庄にお住いの無職の男性です。申請地を譲り受け、太陽光発電施設として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック及び水路を設け、雨水を流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-3番・池ヶ原の畑、531㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、全高5m程度の居宅1棟と露天駐車場及び法面で、建蔽率は22%です。転用事業者は、隣接地にお住いの会社員の男性です。現在両親と暮らしておりますが、独立し自己所有の居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存法面と水路を利用し、雨水を流し、溜桝を設け、既存水路に接続し、生活排水については、浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。

池ヶ原町内会と池ヶ原水利組合から、排水承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-4番・小原の田、638㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地5区画です。申請地は都市計画の用途地域内にあり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、東一宮に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁を利用し、雨水排水については、溜桝を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書と、転用事業者の宅建業の免許書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、転用事業者については、平成27年3月6日に許可された高野本郷での建売住宅5棟について、平成27年5月31日工事完了予定となっていたにも関わらず、現在2棟は完成しておりますが、1棟は工事着手され、1棟は建築確認申請を提出されており地鎮祭を行っている状態で、あと1棟は未着工の状態です。少しずつではありますが、工事も進められている状況となっております。この件につきましては、高野本郷の現地調査を行っております。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明をさせていただきます。久5 - 1番・宮部上の田、1,129㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は農業用施設で、施設の概要は、平屋建て全高6m程度の牛舎1棟、運動場及び進入路で、建ぺい率は23%です。転用事業者は、宮部上にお住まいの畜産業の女性です。現存の牛舎のみでは、頭数増加のため手狭となってきたことから、当申請地を譲り受け、牛舎等を建築するために転用するものです。転用にあたり、隣接地境界部分には採石を敷きてん押し、南北法面にはカバーグラスを植栽し、運動場には畦を残して電柵を張ります。また、雨水排水については、排水路及び沈殿柵を設け既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。宮部上町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。立地を考え、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、久5 - 2番・里公文の田、354㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度の居宅1棟で、建ぺい率は23%です。転用事業者は、里公文にお住まいの大工の男性です。現在、親と同居しておりますが手狭となってきたことから、候補地を探していた所、当地が取得できることとなり、居宅を建築するために転用するものです。転用にあたり、天板はアスファルト舗装を施し、雨水については、南北境界にU字溝を設け、生活雑排水は、合併処理層に接続し、直接既存排水路へ流入しないようにするなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。里公文町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。議案第3号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

神 田 委 員

それでは、津山の方から現地調査の説明をお願いします。

35番神田でございます。今、事務局から説明がありましたように、建っていております。土曜日に行ってみましたら、三棟目は棟までがしてありました。4棟目は今言ったように、地鎮祭をしております。ということで責任を持って見守っていきたくておりますので、ご審議の程宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
光 成 委 員

はい、ありがとうございました。続いて久米の現地調査。

13番、光成が説明します。久5 - 1でございますけど、          は北海道から移住された方で、奥さんの親族の方から田んぼを譲り受けて、牛舎を建てて、放牧している牛を集めて、一生懸命やろうということで、全く問題ないと思います。

日 笠 会 長  
太 田 委 員

はい、ありがとうございました。次の里公文。

25番太田です。久5 - 2について説明します。以前から相談を受けていた物件なので、問題はないかと思えます。ご審議をお願いします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。議案第3号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

日 笠 会 長

ありません。

\*

日 笠 会 長

ありませんか。

はい。

\*

日 笠 会 長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

多数、挙手

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第4号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。



事務局（津山）

はい。議案第4号の説明を致します。今回、津山地区から2件のみです。議案書のページは、7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-5番・野介代の畑、283㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、全高8m程度の居宅1棟と全高3m程度の車庫で、建蔽率は24%です。転用事業者は、国分寺にお住まいのご夫婦です。現在、借家に居住しておりますが、実家に隣接する父所有の土地を借り受け、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面工により対処し、雨水排水については、傾斜を設け既存水路に流し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-6番・下高倉西の畑、413㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しております。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、全高5m程度の居宅1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、高野本郷にお住まいの会社員の男性です。現在、借家に居住しておりますが、子どもの成長に伴って手狭であり、また、今後の両親の介護等も考えて、実家に隣接する父所有の土地を借り受け、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、畔や法面及び水路を設置し、雨水を流し、溜樹を介して、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高倉土地改良区第二工区統括水利組合から、差し支えない旨の意見書と排水承諾書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。議案第4号の説明は以上です。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

神田委員

それでは、現地調査の説明をお願いします。

35番、神田です。この件、今説明がありましたように、現在の住まいの横でございます。周りにも家があります。問題ないと思います。以上です。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今議案第4号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

日笠会長

ありません。

\*

日笠会長

ありませんか。

はい。

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\*

日笠会長

多数、挙手

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案第5号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。

\*

日笠会長

写真回覧、休憩

はい、それでは写真を見てもらうたんで、再開させていただきます。

筆頭者の方、説明をお願いします。

大山委員

7番大山です。津1-1と津1-2について説明致します。まず津1-1ですが、先ほど議案4号でありました[ ]に属するものでありまして、昭和46年とありますから相当前ですが、自宅への進入路として使っていたということでありますので、問題ないと考えております。

それから、津1-2につきまして、4筆ありますが、面積が非常に大きいという

				<p>ことで野介代の1686-4と1689、これを取り下げるといことで話ができましたので、今回は1684、1685の2筆に限らせて頂きます。先ほどお配りしました写真の通りでありまして、酪農をされている方で、その資材置場として使用されているといことで、問題はないと考えております。</p>
日 鈴	笠 木	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。 23番鈴木です。津1-3に対しまして、説明します。現地調査に行ってみました。そうしたら農機具倉庫がもう建ってしまっているという状態で、空いたスペースに軽自動車があったのを確認しました。審議を宜しく願います。</p>
日 福	笠 山	会 委	長 員	<p>はい、次。 22番福山です。津1-4について説明します。これは昭和40年頃家を新築したときに進入路にしたんですが、分筆がその部分が出来たので、進入路として長い間使ってきたので、審議どうぞ宜しく願います。</p>
日 神	笠 田	会 委	長 員	<p>はい、次。 35番神田です。これももう書いてありますように、おじいさんがしとって、わからなかったといことで、53号線の傍なんですけど、面積も少なく、何も作るわけにもいかないので、仕方ないと思います。</p>
日 石	笠 本	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。 29番、石本です。津1-6、場所は院庄です。備考欄にありますように、10㎡については、隣接地に居宅を新築した際に、線引か何かの間違いでしょうが、造成してしまった。もう一つは本人の居宅を建てたのですが、その進入路が狭かったので、造成して進入路としてしまったといことです。宜しく願います。</p>
日 福	笠 田	会 委	長 員	<p>はい、次。 15番、福田です。この件につきましては、現地調査もしましたが、なにせ昭和55年とか58年頃にできたことで、今おられる人の親が墓地にしてしまったとい話で、どうにもならんと思うんですよ。宜しく願います。</p>
日 本	笠 山	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。次。 6番本山です。1-8についてご説明させて頂きます。場所は国道179号線より大崎小学校付近の交差点を南へ、美咲町へ150mほど行った所なんですけど、それぞれ時期や理由については備考欄に書かせております。やむを得ないのではなかろうかと思しますので、宜しく願います。</p>
日 勝	笠 山	会 委	長 員	<p>はい、次。 19番勝山です。津1-9と1-10を2つまとめて説明致します。ここは藤屋線の県道から北へ500m行った所にありまして、東田辺と西田辺の境の所でございます。詳細は備考欄に書いてある通りでございますので宜しく願います。</p>
日 長	笠 森	会 委	長 員	<p>はい、次。 1-11について説明致します、16番、長森でございます。1-11でございますが、3筆ございまして、まず一番上でございまして、この方は非常に精農家でございます。従いまして農機具を沢山買われたりしとりまして、農地法知らずにですね、置場がないといことで田んぼに倉庫を作ったといことでございまして、仕方がないのかなと思っております。真ん中の筆でございますけど、昭和54年、備考欄にありますように、先代が既に家を建てとるんで今更どうしようもないし、仕方がないだろうと思っております。一番下につきましては先程と同様精農家でございますので、農業資材を置場がないといことで農地に野積みで置いとるんですけど、そういう状況です。致し方ないと思っております。以上です。</p>
日 池	笠 田	会 委	長 員	<p>はい、次。 32番池田です。1-12番、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>さんの下に、備考欄に書いとるように昭和35年頃いうて私も小さい時の倉庫なんです。曾祖父さん時分から建とるような倉庫なのでひとつ宜しく願います。</p>
日	笠	会	長	<p>はい、次、川崎委員。</p>

川崎委員	これも、備考欄に書いてある通りでございます、やむを得ないかと思 いますので、宜しくお願いします。
日光笠成委員	はい次、光成さん。 久米の5 - 1、13番光成が説明します。これは両親が他界されておりまして、 もう岡山に移住して帰ってこないという事で、もうきれいにしたいということなん で、致し方ないと思います。宜しくお願いします。
日植笠本委員長	はい、次。 10番植本です。久5 - 2につきまして説明致します。1筆は農業倉庫のほう を、建てとるということで、昭和61年頃に建つとるということで。もう1筆は同 じ時期に庭にしたという事で、致し方ないだろうと思います。ご審議をお願いし ます。
日松笠岡委員長	はい、次。 8番松岡です。久5 - 3について説明致します。これは備考欄に書いてあります ように平成11年頃に倉庫を立ててしまったようで、致し方ないと思います。
日笠笠会委員長	はい、ありがとうございました。今、5号の説明が終わったんですが、津1 - 2 の下2筆、勝4 - 1の一番上、これが大きいので保留にしたいと思うのですが、5 00を越すので。どうですか。
日笠笠会委員長	よろしい。 ほんならその3つを保留として、後を承認とさせていただきます。ありがとうござい ます。 議案第6号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
大山委員	はい。7番大山です。津1 - 1につきまして説明致します。現地は大規模農道の 靱保の交差点、農協のライスセンターがあるところです。あの交差点から西に向けて すぐの地帯でありまして、ほとんど原野、あるいは森林の様相ということで、元 に戻すのは不可能であろうかと思ます。
日福笠山委員長	はい、次。 22番、福山です。津1 - 2について説明します。この方は岡山に出られて長年 されてなくて、現地も法面みたいな所で、もう原野化しているので致し方ないと思 いますので宜しくお願いします。
日福笠福田委員長	はい、次。 15番、福田です。津1 - 3について説明します。これは津山市の皿です。種と の境界に近い所なんですが、この備考にある通り、現地を調査しましたが、今さら 入ることもできないような状態です。人も入れないし機械も入れないというような 状態でございますので、宜しくお願いします。
日長笠森委員長	はい、次。 16番長森でございます。津1 - 4についてご説明致します。これは昨年の12 月の非農地を調べるときに漏れとりまして、実際行ってみましたら荒れた状態で備 考欄に書いてある通りどうにもならん状態でございますので、宜しくお願いしま す。以上です。
日川笠崎委員長	はい、次。 26番川崎です。この現地調査を調査した所、山の中で人間も入らず虫だけが入 るような山の中でございまして、どうにもならん状態ですので宜しくお願いしま す。
日河笠本委員長	はい、次。 それでは久5 - 1について説明します。37番河本です。この場所は追分から約 1kmほど津山方向に行った所でありまして、この場所に行くには線路を渡らないと いけないような山間谷間でありまして、谷間の一番奥になりまして、森林でありま す。道も狭くですね、トラクターも通らないような細い道でありまして、現在原野

化しておりますので宜しくお願いします。

日笠会長 はい、次。

光成委員 久5 - 2、光成が説明します。■■■■さんは他界されて、奥さんが一生懸命今の田んぼを残ってる所を手入れしようということで、この1つだけ残ってる原野化したのを非農地化してもらいたいという要望がございましたんで、復旧不可能ということで致し方ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、次。

松岡委員 8番松岡です。久5 - 3について説明致します。ここは原野化しておりまして耕作不可能と思いますので、これは致し方ないと思いますので宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今議案第6号に対して、筆頭者の説明がありましたが、これに対して何かありますか。

\* ありません。

日笠会長 ありませんか。

\* はい。

日笠会長 はい、賛成の方は挙手をお願いします。

\* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

事務局(津山) 議案第7号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局説明願います。失礼します。それでは、議案第7号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。

今回の利用権設定は、14ページの表にありますように、貸借によるものが、田463,139㎡、畑8,184㎡の計471,323㎡です。筆ごとの権利の内訳は、15ページから26ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区45件、加茂地区4件、阿波地区37件、勝北地区29件、久米地区22件の計137件です。

以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第7号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今議案第7号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。

\* はい。

日笠会長 よろしいか。

\* はい。

日笠会長 はい、賛成の方は挙手をお願いします。

\* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。次に移ります。

議案第8号農地法第25条第1項の規定に基づく和解の仲介についての議案が来とります。私の名前がありますので、職務代理のほうにお願いします。私ちょっと出ますから。

\* 日笠会長、退室

木下会長代理 ほういじゃあすいません、事務局説明お願いします。

事務局(津山) はい、失礼します。それでは、議案第8号農地法第25条第1項の規定に基づく和解の仲介について説明します。この件につきましては、当農業委員会に対し、2に記載の申立人から、4に記載の相手先に対し、5に記載の趣旨により和解の仲介の申し立てがあったもので、取り扱いについて審議いただくものです。

まず、農地法第25条第1項についてですが、「農業委員会は、農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について、農林水産省令で定める手続に従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申し立てがあったときは、和解の仲介を行なう。ただし、農業委員会が、その紛争について和解の仲介を行なうことが困難又は不適當であると認めるときは、申し立てをした者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行な

うべき旨の申出をすることができる。」となっております。また第2項においては、「農業委員会による和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する三人の仲介委員によって行なう。」となっております、これらに関し必要な事項は、第29条において「第二十五条から前条までに定めるもののほか、和解の仲介に関し必要な事項は、政令で定める。」とされております。先ほど読み上げました、第1項において、「和解の仲介を行なうことが困難又は不適當」とありましたが、これは、政令で規定されており、この度の件につきましては、その中で「その紛争の当事者の一方が当該農業委員会の委員又はその配偶者若しくは世帯員等であるとき」との項目に該当するものと考えます。

これらのことから、今回の件については、相手先当事者に当会会長の名前があること、仲介委員を当事者が指名することは公平性に欠けると考えることから、「都道府県知事に和解の仲介を行なうべき旨の申出をする」ことが適當であると考えます。

なお、その場合には、申立てをした者の同意を得る必要がございますが、申立書において、「農業委員会での和解の仲介が困難、又は不適當と認められる場合は、知事に和解の仲介を申し出てください。」との記載があることから、同意を得ているものと考えます。議案第8号についての説明は以上です。

木下会長代理

はい、ありがとうございました。この件について何か皆さんの方から意見がありますか。

福田委員  
事務局（津山）

全然どっちからも話が聞けれんのに、和解を仲介するのは無理だろ。

はい、失礼します。先ほど説明でも申しましたけど国が定めた政令の方によりまして、和解の仲介が困難と認める場合というものに、先ほど言った「農業委員会の委員又は配偶者等が入っている時」となっておりますので、当農業委員会で和解の仲介を行うことが困難と認められるかどうかということで、ご審議をお願いしたいと思います。

木下会長代理  
川崎委員

よろしいですか、他には。

意味が分からんのですが、仲介せい言うたり、どうせい言うたり全然わからんので説明お願いします。

\*  
川崎委員

口々に発言

和解の仲介をと言われましてもですな、全く意味がこれじゃあ和解の仲介を求められても意味がわからんので、どうしたことだと説明をお願いします。

\*  
事務局（津山）

口々に発言

失礼します。和解の仲介、どうしてこのようになったかという説明についてまず最初に経過を申し上げようかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

\*  
事務局（津山）

はい。

本件についてですけれども、今から約2年前、平成27年のことだったと覚えておりますが、この当事者である■■■■氏から■■■■氏への農地法3条の所有権移転の許可申請がございました。その許可申請を当農業委員会で審議致しまして、適當であるとして、許可が出ました。で、その許可に基づき■■■■氏に対し、所有権移転の申請、不動産登記ですね、登記がされ、所有権移転がされた所でございます。尚、所有権移転が平成27年9月25日に受け付けられて、不動産登記の方が完了しております。この度、■■■■氏の方の言い分を申しますと、申し立ての趣旨に書いておりますけれども、合計7筆のうち、2筆は実は山林でございまして、津山市陀阿724番、それから津山市陀阿732番。この物につきましてはそもそも地目が山林でございまして、津山市農業委員会の農地法3条の審査をしたものではございませんけれども、本人さんは農地の利用関係の調整ということで出ておりますので、現在ここにあげております。残りの5筆につきましては、当農業委員会で許可した所でございますが、この件につきましては、■■■■氏の方は、一切実は■■■■氏に対して、売却する意思はなかった。ですので売却する意識のなかったものに対し

て、**■**氏の名義になったものが不相当であるから返してほしいということで、**■**氏の方に何度も話がありまして、**■**氏の方と協議を進めていた所でございます、この一年以上。先日、**■**氏の方が、12月でしたか、裁判所の方に和解の仲介を申し立てられまして、12月から数回、当人たちが裁判所で仲介委員の下で話し合ったと聞いております。その結果、3月6日でしたかね、最終的に和解の仲介が不成立になったということで、不成立になった後、この**■**氏から、では農業委員会の方に和解の仲介をしてくれんだろうかということで、申出があったというような経過でございます。先ほど申し上げましたけれども、農業委員会では、その和解の仲介が出来るかどうかということをお場で審議していくことになりますけれども、法律及びそれに基づいた政令によりまして、農業委員会の委員が関わっているものでありますので、不相当、又は困難であるに認められるのではないかと、そのように考えます。ここで皆さんにご審議頂きたいのは、今回の和解の仲介を当農業委員会が行うことが、適当なのかどうか。で、適当であるとすれば、仲介委員さんを3人選ぶことになります。この件について、ご審議を頂きたいとどのように考えております。以上でございます。

坂本委員  
光成委員  
事務局（津山）

これを皆承認をして、もうこの**■**さんに名義が変わつとんか。

変わつとんじゃ。また変えてくれ一言とんじゃ。返せえ言よんじゃ。

農地法3条の許可申請、許可に基づくものについては、皆さんご存知の通り議案として、受け人さんがその農地を取得するのにふさわしいかどうかということが審議になります。平成27年に議案として出てきまして、**■**氏は退席された後、残った農業委員さん方で審議された結果、承認と、許可となった案件となっております。

石本委員  
事務局（津山）

はい、すみません。これは、じゃあ騙したの？**■**さんを、**■**さんが騙したということになるんですか？登記が完了しているということは。

はい、失礼します。騙した騙さないという件について、当事務局で把握しているものではございません。ですので、本人からの紛争の趣旨、内容ということで、A4の紙が、5ページ程にわたる紙がありますけれども、この文を読ませて頂くことは出来ます。

石本委員  
光成委員  
森本委員  
石本委員

だけど、本人がこれ売却意識が全くないとう明記されてるんですね。

後から言うたんかもしれんで。途中気が変わったんかも知らん。

本人がその気なかったら勝手に変えれんで。

変えれんでしょう？本人は後から認知症になったとか、そういう病気とかいうのもないわけですね。

事務局（津山）

すみません、失礼します。ここに委任状が付いとるんですけども、今回この申請につきましては、**■**氏の奥さんの方が委任状を持って申し出をされとります。で、この委任状の中に「私**■**は病気のため、妻**■**に任せます」との委任状となっております。

池田委員  
石本委員  
坂本委員  
池田委員  
福山委員  
福田委員

しかし登記が完了しとるということは何かの、了承があるんじゃないんか。

ありますあります。

書類はみなあるんだろう？

そりゃあろう。無かったら通らなあ。

きちっと出とんですよ。それでなかったらここへ上がってこん。

個人的な問題を、農業委員会で和解の仲介をするというようなことは無理だと思います。裁判所じゃないんだから。やめときましようや。

光成委員  
事務局（津山）

やめときましよう。やめ。

失礼します。先程説明申しました、農業委員会で困難又は不相当と認める場合は、岡山県知事にその旨を申し立てて、岡山県知事の方をお願いすることとなるんですけども、そちらの方でよろしいかどうかについて、皆さんで審議頂きたいと思います。

木下会長代理 福山委員 木下会長代理 *	他にはありますか。ないようでしたら、 県の方に回すということで、決を採ってもらったらいんじゃないですか。 それでいいですか。
木下会長代理 *	はい。
木下会長代理 *	ほんなら賛成の方は挙手をお願いします。 多数、挙手
木下会長代理 *	はい、ありがとうございました。 日笠会長、入室
日笠会長 事務局（津山）	はい、それでは次に移らせてもらいます。報告第1号農地法第3条の3第1項の 規定による届出書の受理について説明して下さい。
	はい。それでは、報告第1号について説明します。議案書のページは28ページ から29ページです。今回は、相続によるものが7件24筆となっております。 1-5・1-4・1-6・1-7につきましては現況が一部無断転用、雑草繁茂 などの農地がありましたので、適正な管理や適正な手続きをとるよう通知しており ます。その他詳細は議案書の通りです。報告第1号の説明は以上です。
日笠会長 事務局（津山）	続いて、報告第2号農地改良届出書の受理について説明して下さい。 報告第2号の説明を致します。議案書のページで申しますと、30ページで す。今回は、改良届1件です。 1-1は、畑の法面が崩壊した為に仮止めを行っていましたが、昨年末から法面 のはらみが発生し、一部崩落がおき、他人の家へ土砂が流れ出す危険が生じたこと から、早急な対処が必要となり、法面崩壊防止のための擁壁を設置するものです。 報告第2号の説明は以上です。
日笠会長 *	はい、ありがとうございました。 これで議案は終わりましたが、委員さんの方から何かありませんか。
日笠会長 *	ありません。
日笠会長 事務局次長	ありませんか。
	はい。
	無い様でしたら、事務局の方からお願いします。
	失礼します。それでは、事務局の方から、3月の定例会で運営委員会に一任され ました、農地利用最適化推進委員の選考方法について、ご報告させていただきます。こ のことは、3月13日、3月24日、4月6日に運営委員会を開催して協 議しております。 推進委員の選考は、候補者との面談は行わず、提出された推薦書もしくは応募申 込書の内容と、農業委員会で把握している農業経営等の情報をもとに、選考基準に そった評価表を使用して点数をつけ、区域ごとで得点が高い順に選考するとの方向 で協議しております。また、今後の選考スケジュールですが、5月10日の定例会 後、利害関係人が選考に加わっては公平性が保てないことから、その区域の候補者 本人または推薦人となっている委員さんについては、退席して頂き、1区から順 次、選考会を開き候補者を選考してはどうかと協議致しました。例えば、3区を審 議しているときには3区の候補者または推薦人となっている委員さんには退席して いただいて、審議が終われば戻ってきてもらい、次は4区の利害関係人になる委員 さんに退席していただくといった具合です。なお、選考後は、5月10日に選考さ れた推進委員候補者について6月の定例会に議案として上程し、みなさんで承認い ただくとの流れで考えております。運営委員会の報告は以上です。
日笠会長 *	はい、ありがとうございました。今説明した通りに、そのようにさせてもらって もよろしいか。
日笠会長	はい
	はい。それでは、そのようにさせていただきます。それでは連絡事項についてお願 いします。

事務局（津山）

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の5月の定例委員会ですが、5月10日水曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の4月の定例委員会ですが、5月10日水曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。

それに伴います現地調査ですが、5月8日月曜日午前9時30分より各地区で行って頂きたいと思います。各地区の担当委員さんを申し上げます。津山地区につきましては、38番溝口委員さん、3番目瀬委員さん、6番本山委員さんをお願い致します。加茂・阿波地区につきましては、36番寺元委員さん、11番竹内委員さん、12番只友委員さんをお願い致します。勝北地区につきましては、27番内田委員さん、28番赤堀委員さん、33番尾島委員さんをお願い致します。久米地区につきましては、8番松岡委員さん、10番植本委員さん、13番光成委員さんをお願い致します。次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。

日笠会長  
木下会長代理

はい、今説明しましたように、そのようにお願いします。

それでは、長時間にわたりお疲れ様でした。

今日の定例委員会を閉会と致します。ご起立ください。ご苦労様でした。

お疲れ様でした。

\*

（3：30終了）



上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 (印)

---

署名委員 (印)

---